

第5 県における知的財産戦略の推進方策について

1 知的財産を尊重する風土づくり

知的財産制度の普及啓発

県のアンケート調査によると、知的財産に関する企業の意識は、決して高くはないことから、本県経済の担い手として大きな役割を果たす県内中小企業者や研究者等に対して、企業経営の強化を図るためには、知的財産が欠くことのできない重要なものであることへの理解はもとより、他が所有する知的財産権の遵守に対する認識を深めてもらうことが重要であり、知的財産に関する意識の向上が必要不可欠である。

(1) 知的財産に関するセミナーの開催

(日本弁理士会との連携)

- 首都圏においては知的財産に関する様々な研修が開催されているが、県内においては、知的財産に関する研修を受講できる機会が少ない。このため、地域の中小企業等のニーズに応じた知的財産セミナーを開催する。セミナー開催に当たっては、日本弁理士会と県との間で知的財産権の活用による産業振興施策への協定を締結し、日本弁理士会との連携の下、基礎セミナーと、知的財産をめぐる課題などをピックアップした実用的なセミナーを向こう3ヵ年集中的に実施していく。

(2) (社)発明協会福島県支部及び商工団体連携によるセミナー等の開催

(商工団体との連携)

- 企業が知的財産を有効に活用しようと取り組む中で、商工団体も知的財産の理解に努めることが必要であり、商工団体自らも弁理士を招いた相談会を実施するなど、知的財産に関する普及啓発に取り組めるよう(社)発明協会福島県支部等との連携を推進する。

(3) 普及啓発方法

(ホームページの充実)

- 知的財産に関する取組みは、県や国、関係機関等で様々な支援が行われており、そうした取組について、県内中小企業をはじめ、県民がワンストップで情報収集ができるよう、福島県知的所有権センター((社)発明協会福島県支部)のホームページを充実させ、知的財産に関する様々な情報提供を行う。

(知的財産コーナー設置の推進)

- 知的財産権制度の普及啓発に当たっては、県のみならず、各地域における各商工団体や各市町村との連携が必要であり、各機関の協力を得た普及啓発を展開する。
- 各商工団体はもとより、各市町村や大学などの相談窓口等に、知的財産コーナーの設置を働きかけ、知的財産に関する普及パンフレット等を置き、中小企業者や県民の一層の理解を図る。

本県にある発明・技術のアピール

県内中小・ベンチャー企業の新規事業の創出や新製品開発のためには、県内企業や大学・公的機関が有する開放特許を広く発信し、情報発信を活発化させ、県を超えてアピールすることが重要である。

(1) ふくしま発の発明・技術の提供

(特許等情報提供の充実)

- 県内企業や大学を始めとする高等教育機関、公設試験研究機関が保有する特許等の知的財産に関して、県や(社)発明協会福島県支部のホームページを通して、企業や特許等、関係機関ホームページのリンクなど知的財産に関する情報が収集しやすいものとする。

(成功例の発信)

- 知的財産を活用した県内企業の成功例などについて、特許庁が作成する特許活用企業事例集への掲載や、(社)発明協会福島県支部のホームページなどを通して広く発信していく。

(展示会参加の促進)

- 特許流通フェアなど公的機関による展示会などへの積極的な参加を促進する。

創出した知的財産を権利化し、知的財産を活用した産業の創出を図るためには、相談体制などの支援体制の整備や強化が求められる。

(1) 中核的支援機関の整備

(知的所有権センターの設置方法検討)

- 現在、福島県知的所有権センターを(社)発明協会福島県支部に設置しているが、本県における知的財産に関する総合的な相談窓口としての機能を強化するため、その有効な設置方法等を検討し、知的財産の権利化や、特許流通に関する支援、知的財産を活用した経営戦略や事業化に関するワンストップ型の支援体制を整備する。

(市町村・他機関との連携強化)

- 福島県知的所有権センターと(財)福島県産業振興センター等他機関の連携をより一層進め、公的産業支援機関による様々な支援サービス等との連携を図り、県内における知的財産の創造・保護・活用に関する支援機能のワンストップサービス化を図る。
- (社)発明協会福島県支部が実施する知的財産の創造・保護・活用に関連する相談会などについて、市町村や商工会又は商工会議所等と連携して実施し各地域における相談機能の定着を図る。

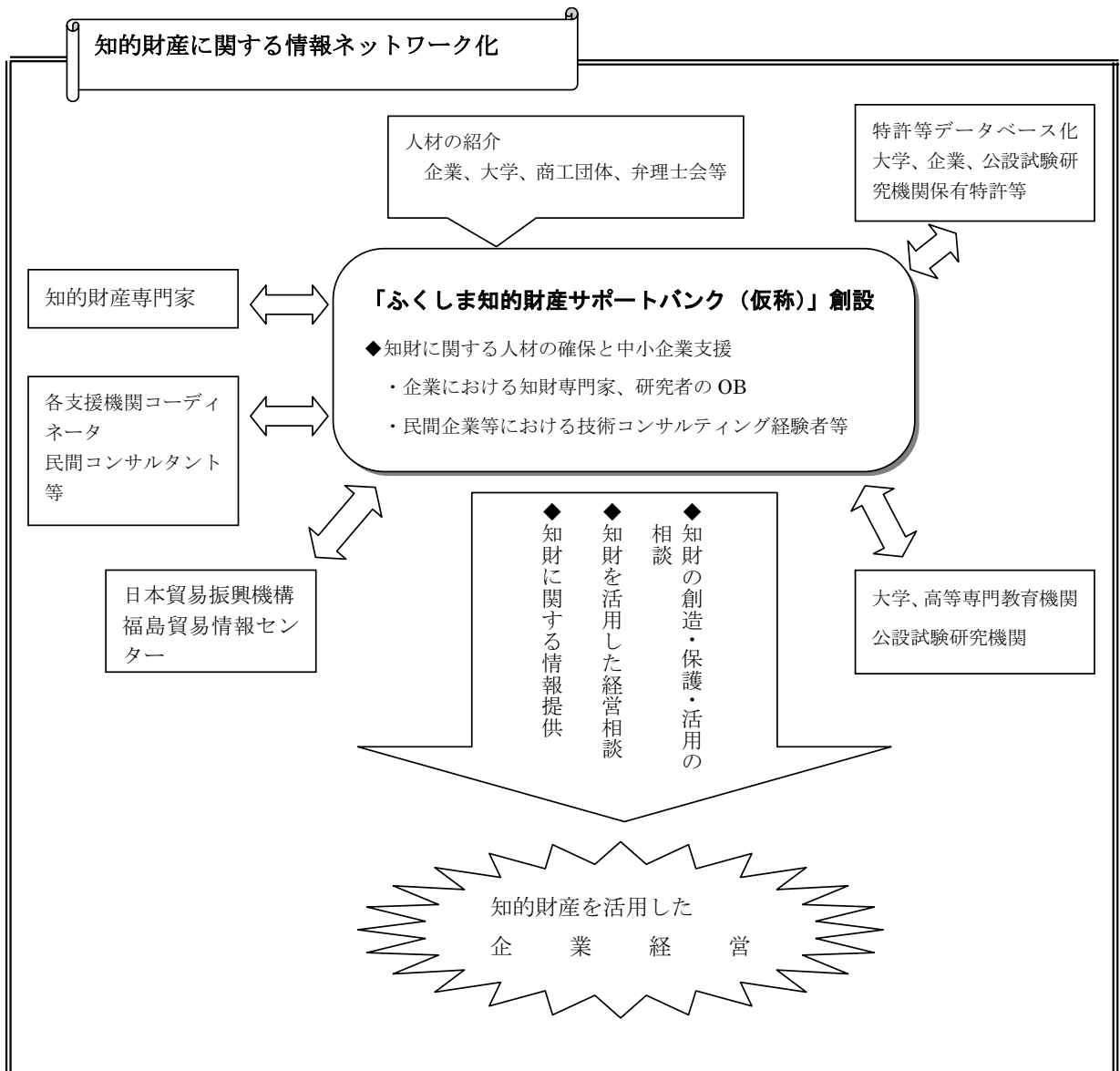
(2) 知的財産に係わる情報のネットワーク化

(情報のネットワーク化)

- 公的産業支援機関や大学・公的試験研究機関等のネットワーク化を図り、それぞれが有する支援情報を提供できる連携・協力体制の整備を進め、経営・技術・販路開拓など他施策との連携を図りながら知的財産を活用した経営戦略の展開を支援する。

(知的財産サポートバンク(仮称)の創設検討)

- 中小企業の知的財産を活用した事業展開を支援するため、企業等における経験者など知的財産に関し知識、経験が豊富なOB等による人材のネットワーク化を進め、知的財産が効果的に創造・保護・活用されるための知的財産サポートバンク(仮称)の創設を検討する。



人材の育成

現在、福島県内における弁理士登録者は4名（うち1名は企業所属）であるなど、知的財産権制度に関する専門家の人材不足がみられるが、知的財産を活用した産業の振興を図るためには、これを支える人材の育成・確保が重要であり、発明する者、知的財産を活用する者、事業を支援する者など、様々な立場で活躍する人材が求められる。

このため、本県の知的財産創造の将来を担う人材を育てていくために、小・中・高校生徒に対する科学技術教育や、青少年を対象とした産業人材の育成の充実を図ることをはじめ、工業高等専門学校や大学等の研究機関や中小・ベンチャー企業への知的財産制度に対する関心と理解を一層深めるための環境整備を進め、知的財産権制度に明るい技術者の育成や、知的財産を活用した経営マネジメントについて総合的にアドバイスできるコーディネータの育成が求められる。

(1) 創造性を育む理科教育の推進・科学技術の振興

(理科教育の推進)

- 知的財産の創造にあつては、これを担う研究者、技術者の育成にかかるものであり、本県の科学技術の振興を図る「福島県科学技術政策大綱」の下、科学技術振興を図るための創造的人材の育成について一層の取組みを推進していく。
- 科学技術に対して児童等の知的好奇心を高めるため、「総合的な学習の時間」を活用し、生徒自身がテーマを設定し、地域における課題に対する実験などを通して、探求心や問題解決に取り組む姿勢を養うとともに、高等教育機関における自然科学系教育機能の整備充実の促進を図る。
- 創造性に富み、知的好奇心や探求心の旺盛な子供を育成するため、福島県教育委員会では、自然大好き・理科大好き福島プラン「豊かな感性と夢を育む理科教育の創造」を目指して、「理科大好スクール」の県内指定校を増やし科学技術・理科教育を推進する。

(科学技術の振興)

- 発明考案や創意工夫を奨励し、県民の科学技術に対する興味・関心の高揚を図るとともに、青少年の自然や科学技術への認識と理解を深め、科学的なものの見方や考え方を育成する場となる「ふくしま森の科学体験センター」等を活用するなど、小・中・高の児童・生徒が参加体験できる場の提供について、大学や公設試験研究機関等と連携して行う。また、企業の研究者や知的財産の専門家が直接、児童・生徒に授業を行うなど体験重視型の教育の履行を推進し、知的財産教育の普及につなげていく。
- 本県では、現在、5つの少年少女発明クラブ（福島市、郡山市、原町市、会津若松市、喜多方市）が設置されているが、こうした地域における科学やものづくりに対する啓発活動について、市町村と連携しながら推進し、次世代の知的財産人材の育成を図る。
- 発明展への参加に対して一層のインセンティブを付与するために、受賞作品に対する商品化等への支援を検討する。

(2) 知的財産の創造・活用を行う人材の育成

(産学官ネットワークの形成)

- 産業を支える科学技術の振興を図り創造的な研究開発を行うためには、研究開発に対するニーズが高度化、複雑化し、農業と工業の分野や医療と工学など、各専門領域を越えて複合化してきていることを認識し、大学や公設試験研究機関等

の組織を越えた産学官相互の交流、連携、情報交換をする必要がある。このため、大学、公設試験研究機関、企業等が幅広い観点から独創的な発想や優れた研究成果を生み出すためのネットワーク形成を推進する。

(ベンチャーマインドの醸成)

- 県内大学が広く産業活動の活性化や地域社会に寄与することのできる人材を育成し、起業家精神をもった若い技術者・研究者を育成するための働きかけを県内大学に対し積極的に行うとともに、商工団体が行う「経営セミナー」や「起業塾」などの人材育成に関する支援の充実を図る。
- 県内大学の協力を得ながら、ベンチャービジネスを目指す人材の育成や、研修の場の提供など、大学発ベンチャーの経営をサポートするセミナーなどの開催を積極的に促進する。

(知的財産に関するセミナーの開催) (再掲)

- 知的財産に関する研修については、首都圏などではかなり開催されているが、本県においては知的財産権に関する研修の場が少ない状況にある。このため企業等が身近な場所で研修に参加できるよう、日本弁理士会などの協力を得て実用的なセミナーを開催する。さらにこうしたセミナー開催を通して、特許などの知的財産に関する目利きやコーディネータ、弁理士などの育成・確保を図る。

(各種知的財産制度研修会への参加奨励)

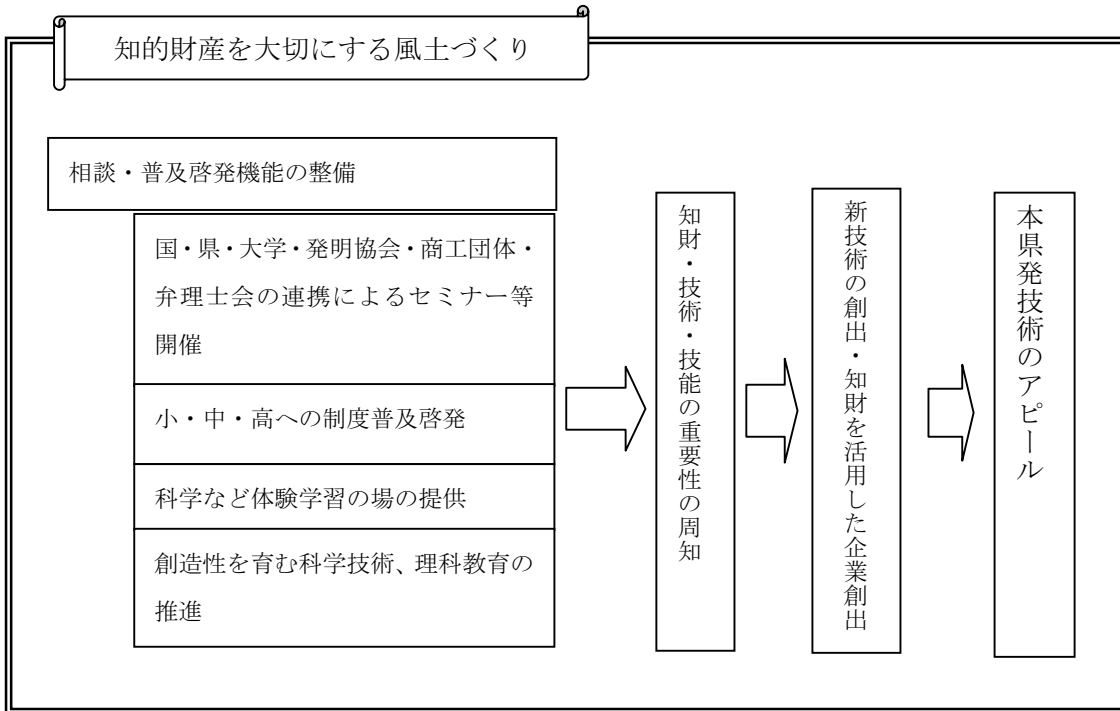
- 企業における研究者や学生などに対し、国等が開催する知的財産制度説明会への参加を推進し、企業や大学における知的財産の創造・活用・保護に向けた人材の育成への取組みを推進する
- 県内企業における、知的財産に関する資格の取得などを推進する。

(中・高、高専学生への普及啓発)

- 県内大学や知的財産の専門家の協力を得ながら、(社)発明協会福島県支部による中・高・高専学校生及び教職員向けの制度説明会を積極的に推進し、他が所有する知的財産権の遵守や知的財産の重要性に関する普及啓発を行い知的財産制度に明るい人材の育成に資する。

(知的財産サポートバンク(仮称)の創設検討) (再掲)

- 県内大学や企業、商工団体等の連携を図った知的財産サポートバンク(仮称)の創設により、知的財産の創造・保護・活用分野における人材の確保を図る。



2 ふくしま発知的財産の創造と活用の促進

革新的な技術の創造と新事業の創出

技術開発の高度化、複雑化が進むにつれ、一企業による研究開発のみではコスト及びリスクが増え、事業化に必要な研究開発をすべて行うことは困難な状況になってきている。このため、中小企業が技術的課題を解決するためには、知的資源である大学や公設試験研究機関等の研究開発能力を活用する産学官連携による共同研究開発、さらには、他社とのコンセンサスを進めながら民間企業間による共同研究を進め、他社が保有し公開している技術を適正な手続の下、積極的に活用することにより、効率的かつ効果的に事業開発を進めることが必要である。

こうした持続的な産学官の連携を進め、パートナーシップを確立するためには、産学官の信頼関係の構築と人材交流の促進が重要である。

(1) 研究開発支援機能の整備

(試験研究機関の機能充実)

- 企業ニーズを踏まえた研究開発や付加価値の高いものづくりを促進するため、ハイテクプラザや農業試験場などの施設・設備や研究体制の充実を図るとともに、各研究機関の連携を緊密にするなど研究開発能力の向上を図る。
- 県の試験研究機関の施設・設備について、研究開発のための機器のより一層の民間への開放を進めるとともに、技術開発の支援機能や技術相談の充実に努める。

(特許情報活用支援の充実)

- 研究開発を行う際には、既に同じようなものが特許等として出願されていないかの調査(先行技術調査)を実施し、事業化につながる価値のある研究を行うことが必要である。そのため、中小企業等が特許等の情報を収集し、効果的に活用して研究開発を進めることができるよう、福島県知的所有権センターにおける特許情報活用への支援の充実に努める。

(資金調達の円滑化促進)

- 中小企業が行う新製品・新技術などの研究開発などに対して資金面で支援するとともに、中小企業が低利融資などを受けられるよう資金調達の円滑化等を促進する。

(2) 産学官連携の強化

(共同研究の促進)

- 県内の知的財産創造の強化に向け、知的資源である大学やハイテクプラザなど公設試験研究機関の有する研究開発能力を活用する産学官連携による共同研究開発や技術移転を促進し、国際的に競争力のある技術の確立と高度化を図る。

(産学官ネットワークの形成)

- 産学官連携に関わる各種コーディネータ等による連絡会議の新たな設置を検討するなど、企業・大学・研究機関を中心とした産学官ネットワークの形成を推進する。
- 県内企業と大学・研究機関等の交流の場を充実させ、研究シーズと企業が必要とする技術ニーズの的確なマッチングを図る。
- 持続的な産学官連携を進めるために、大学・公的試験研究機関による企業ニーズへの柔軟な対応や、秘密保持の徹底を図るなど双方が対話・論議する場の提供や、ルール作りを促進するとともに、企業から大学・公設試験研究機関への派遣、大学・公設試験研究機関の研究者の企業への派遣による共同研究への取組みなどの人材交流の促進を図る。

(重点推進分野の設定)

- 特に、情報通信、医療・福祉、環境、食品などに関する分野について、国の研究資金などを活用し、新技術・新産業を創出するための産学官連携による共同研究開発プロジェクトを推進し、本県の特性を踏まえた産業の創出を図る。
- 本県は、地域産業の特徴として「医療福祉機器産業」に高い実績を有しており、県知的クラスター事業により、これまで会津大学や日本大学工学部の連携を軸に、生体センシングシステムの開発や次世代バーチャルシステムの研究開発等、人にやさしい医療福祉機器の開発を業を行ってきた。これをさらに進化させ、医学と工学の連携による、研究開発から人材育成を含めた事業化までを一体的に支援する総合的な支援を展開し、医療福祉産業の更なる振興を図る。

知的財産を経営戦略の核とした中小企業の創出

大競争時代を生き抜いていくためには、自社にしかない技術である知的財産を創造し、他社と差別化を図った企業経営力を強めることが重要であるため、創造した知的財産を事業化し、活用するための積極的な支援が求められる。

(1) 知的財産を創造・保護・活用するための相談機能の充実

(公的産業支援機関との連携強化) (再掲)

- 現在の知的財産に関する相談窓口は福島県知的所有権センターを設置している発明協会福島県支部がその中心的役割を担っているが、今後は、福島県産業振興センターや県ハイテクプラザとの連携を強化しながら、技術、経営、販路開拓など経営支援との連携を図った相談体制の充実・強化を図っていく。

(特許電子図書館情報の利用支援)

- 現在、福島県知的所有権センター ((社) 発明協会福島県支部) 内に特許電子図書館 (IPDL) の専用端末を設置しているが、今後も特許電子図書館 (IPDL) 専用端末による公報等の閲覧や特許情報等の利用支援を行う。

(開放特許を利用したビジネス支援)

- 資金力、技術力に乏しい中小企業やベンチャー企業においては、自社の製品のすべてを自社特許・技術でまかなうことについては困難な場合もある。近年、自己の所有する特許を積極的に開放する企業が増えており、他社が使わずに開放する特許について、視点を変えた活用を図るなど、莫大な研究開発費を要するより、優れた技術を安いコストで利用し新しい商品を開発することも可能である。このため、開放特許情報の活用による事業の成功例を積極的に紹介し、特許情報の検索指導を通じた開放特許情報の提供を行うとともに、マッチングを図るための特許流通支援を一層進める。
- 福島県知的所有権センター ((社) 発明協会福島県支部) に設置している特許流通アドバイザーによる技術移転の促進を図る。企業、大学、研究機関が保有する提供可能な特許を把握し、中小企業等の特許導入ニーズを発掘するとともに、特許情報の提供や技術移転に取組み、両者のマッチングを図る。

(知的財産専門家との連携強化)

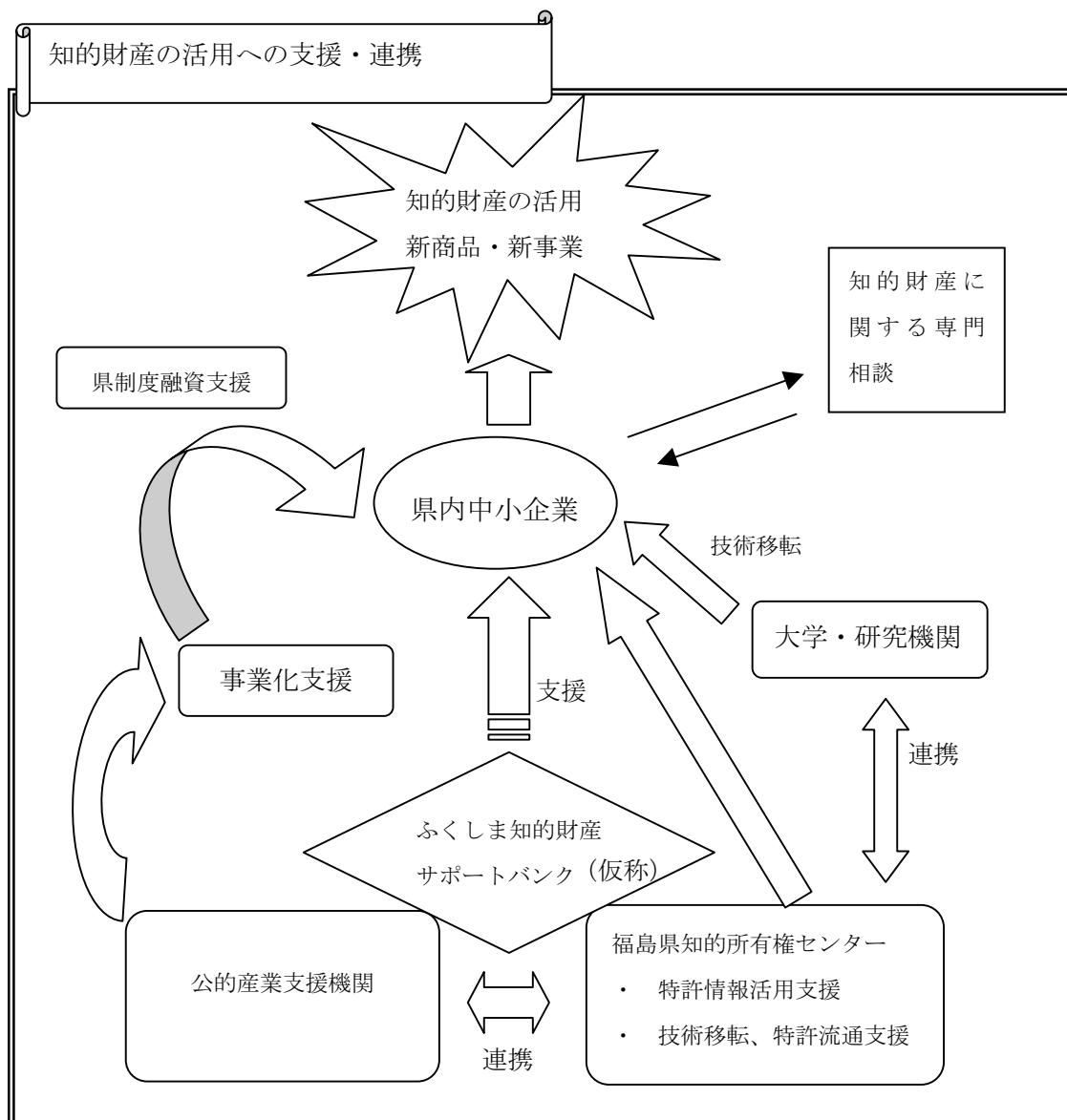
- 知的財産に関する専門家との連携を強化し、特許や商標等に係る出願や紛争などの相談窓口機能の充実化を進める。

(2) 中小企業に対する知的財産専門家の派遣

(中小企業知的財産戦略策定の支援)

- 技術経営・知的財産を活用した一層の経営強化を図り、新事業を開拓しようとする中小企業に対して、知的財産の専門家を派遣し、自社における知的財産戦略づくりのための積極的な支援を行う。本事業実施に当たっては、福島県産業振興セ

ンターが事業の実施主体となり、支援対象企業へ弁理士などの知的財産専門家を派遣する。



(3) 新製品等の事業化に向けた支援

特許等の知的財産を活用した新技术・新製品の開発など新しい事業展開を考える企業に対して、うつくしまプラットフォーム等に結びつけた支援を展開することが重要であり、他の産業支援機関と緊密な連携を図る。

(4) 新製品等の販路開拓に向けた支援

知的財産の創造や特許等を活用して生み出された新技术・新製品を持った企業の悩みは、販路の拡大であることから、県内の公共的団体が率先して購入することにより、民需への波及効果を生み出し、県内中小企業等の成長を促進することが重要である。このため、県内公共的機関への新製品等の情報を積極的に提供していく。

また、全国に向けた新製品等の紹介として、展示会等への参加を促進する。

(5) 知的財産の権利化(保護)支援

創造された知的財産を適切に権利化することにより、自己の技術の模倣を防止し、他者に対してライセンスを行うなど、利用者から実施収入を得ることが可能となることから、知的財産に関する管理体制を整えるなど適切に保護していく必要がある。

(特許情報活用支援の充実) (再掲)

- 権利化前の十分な事前調査は、ムダな投資を防ぐための必要不可欠な過程であるため、福島県知的所有権センター((社)発明協会福島県支部)に特許情報活用支援アドバイザーを設置し、従来の特許情報活用支援と特許流通支援の機能を含め、知的財産に関する専門的な相談機能を整備していく。

(権利化支援の検討)

- 県アンケートからも、中小企業は知的財産の権利化が十分でない状況にあることから、資金面の情報提供などに関する有効な手法を検討する。
- 特に、国際的な新事業の創出を図るためには、海外出願が必要不可欠であるが、高額な費用負担や出願等に関するノウハウ不足が問題としてあげられていることから、中小企業の海外特許出願に関する有効な支援策を検討する。

参 考

国や関係機関における主な権利化支援

《出願支援》

出願アドバイザーが出願手続等の相談に応じている。「(社)発明協会福島県支部」

《中小企業等特許先行技術調査支援》

要件に応じた支援対象企業について、審査請求前に特許庁から委託を受けた民間調査事業者が先行技術調査を行い、調査の結果を送付する。

(「特許庁総務課特許戦略企画班」<http://www.jpo.go.jp/torikumi/index.htm>)

《特許料金の減免制度》

特許庁では、研究開発型中小企業、資力に乏しい個人・法人等を対象に、審査請求料及び特許料(第1年分から第3年分)の軽減又は免除等の措置を要件に応じて適用している。

(「特許庁総務部総務課調整班」<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/index.htm>)

(権利侵害に関する相談体制の整備)

- 知的財産の保護や権利侵害への対応については、(社)発明協会福島県支部にお

ける出願アドバイザーによる権利化支援や特許情報活用アドバイザーによる先行技術調査の支援、さらには弁理士による相談会の実施等を通して権利侵害に対する相談体制の強化を図っていく。

参 考

日本知的財産仲裁センターでは、弁護士、弁理士、学識経験者がそれぞれの知識と経験を活かして、相談、調停、仲裁、判定などにより、知的財産権に関する様々な問題を解決している。
(「日本知的財産仲裁センター」<http://www.ip-adr.gr.jp/index.html>)

(6) 模倣品、海賊版に係る情報ネットワーク

昨今、日本企業においては、知的財産侵害国における模倣品等による被害が拡大しているが、本県においては、平成 16 年に福島県上海事務所を開設し、今後、アジア諸国との交流・貿易が広がることが期待される。

こうした中、県内中小企業者の製品、農産物等に対する権利の侵害に対する被害状況、海外での事業展開に伴う知的財産に関する必要な情報などの提供について、日本貿易振興機構(ジェトロ)福島貿易情報センター等の関係団体との連携を密にし、必要な情報や充実した相談体制を保つためのネットワークを構築していく。

参 考

日本貿易振興機構では、海外における知的財産の侵害実態、関連法制度、事例・判例、対策方法や最新のトピックなどを提供している。
(「日本貿易振興機構」知的財産に関する情報 <http://www.jetro.go.jp/biz/ip/>)

○2003 年の中国における知的財産権の出願状況は、日本が 24,241 件で、外国では最も多い(2 位はアメリカで 12,221 件)状況にあるが、最近では、日本企業が知的財産権侵害で訴えられる事例が出ている。

参 考

深セン朗科科技有限公司がソニーを「フラッシュメモリ特許権」侵害で訴えた。
これは中国が WTO に加盟して以来、IT 業界で海外有名企業の中国における権利侵害を訴えた数少ない裁判事例となる。今後はこのような事例が増えるのではないかとされている。
(JETRO 北京ニュースレター <http://www.jetro-pkip.org/ipn/backup/73.htm>)

(中国進出等への留意点)

○福島県企業に対する権利侵害の状況の公的報告はないが、今後、中国に進出する場合の知的財産に関する最低の注意点は以下の点が挙げられている。

ア 中国の法律を守ること。

イ 中国の会社と合併で会社を作る際には、必ず契約を締結すること。

ウ 技術を中国へ持ち込む際には、最低の技術保護手段を取ること。

- ・ 特許の出願、譲渡
- ・ 商標の出願、使用許諾
- ・ 中国での社内技術秘密の保守規則

○一方、中国や韓国製品などを輸入する際に、知的財産権の侵害の疑義がある物品を輸入し、輸入差止にあうなどの件数も全国的に大幅に増えており、本県中小企業においても、他の保有する知的財産権の遵守はもとより、他の権利を侵害していないか否かの事前の調査を徹底することが必要である。

こうした事態を避けるため、知的財産権に対する遵守の啓蒙や情報提供、さらには知的財産の専門家へ紛争等の相談を円滑につなぐことができるよう、知的財産の紛争などに関する専門機関との連携を保つことが必要になる。

(7) 知的財産管理のための新たな手法の検討

中小企業やベンチャー企業は、人的・資金的に脆弱であり、知的財産に関する管理や資金調達が困難な状況にあるため、中小企業者等が資金調達や知的財産管理について他機関(信託銀行等)へ委託し、知的財産の保護や活用を適切に実施することは企業にとって大きなメリットになる。

このため、企業の知的財産を権利侵害から守る手段として、その管理、活用について企業が他機関(信託銀行等)へ委託しやすいよう支援する手法の検討も必要になると考える。

知的財産を活用した地域の振興

苦心して生み出した商品等を他と明確に区別する経営活動を行い、その価値が消費者に認められ確立された商品やサービスには商標(ネーミング、マーク)が付されているが、それらは、他のものと区別し、模造されないよう商標として登録して保護することが重要であり、商品等の販売戦略上有効な商品名を付け、商標登録するなど商標権を活用したブランド化が必要になる。

今日、地域が一体となって、地域で共通した統一的なブランドを用いるなどの取組が活発になっているが、知的財産への意識が低いことなどから、既に登録されているネーミングなどを使用してしまい、損害が生じてしまうなどのケースも増えている。こうした商標権の侵害とならないよう、中小企業者をはじめ、農産物等のブランド化に携る様々な分野において、知的財産に関する普及啓発を行っていく。

(1) ふくしまブランドの育成

付加価値の高い製品を創出し、地域経済の振興を図るためには、地域特性を活かした高品質で独自性のある製品開発等を行い、その品質や特性をアピールしながら地域ブランドとして育成していくことが重要であることから、県産品ブランド推進に係る体制を構築し、新商品開発から販路開拓など県産品のブランド化を戦略的に展開する。

- 本県は、多彩な農産物や伝統工芸品の宝庫であることから、そうした地域の資源を最大限に活かしながら、ふくしま県産品をブランド化するためのアドバイザーなどを派遣し、売れる製品開発等の支援を図る。
- 県産品を国内はもとより、海外への輸出が展開できるよう、首都圏への積極的なPRなどにより県産品の普及・ブランド化を図っていく。

(2) 加工食品等の新たなブランド化づくり

ハイテクプラザと農林水産研究機関の連携により、ブランド化戦略を図るための加工食品の開発や販路拡大のための取組みを推進し、食品加工や機能性食品などの食品産業の振興を図る。

(3) 農業の発展を支える技術の開発・普及

(新品種育成の推進)

- 本県農業の振興を図るため、県農林水産機関により水稻や園芸作物に関する育種の基本方針に基づき、消費者ニーズ及び本県の気候風土や地域性に適した新品種育成を推進する。
- 生産者等と連携し、効率的な新品種育成を図る。

(研究開発の推進)

- 農林水産業の生産性や農林水産物の品質向上、本県独自の品種の育成、地域特性を生かした生産技術の開発などを推進し、安全安心な農林水産物の供給とブランド化に貢献する。
- 大学、民間等の試験研究機関と県試験研究機関との連携を推進し、ブランド化に結びつく収益力のある新しい技術の開発を推進する。

(4) 商標権を活用した地域の振興

(商標取得の必要性)

- 新たに開発された製品が消費者にその価値が認められるためには、確かな技術や機能、味などに裏打ちされた製品であることが最も重要であるが、市場においては、販売戦略も重要なカギを握る。この販売戦略を展開する上で有効な手段が商標によるブランド化となる。
- 販売戦略上有利な商品名を付け、これを商標登録し、ブランド化を図ることにより商品としての付加価値を付けることが可能となるが、登録に当たっては、商標権の侵害にならないよう事前の調査が重要である。

(商標を利用した地域ブランド化の支援)

- 現在、地域の事業者間で統一したブランドを用いて、地域と自然的、風土的、歴史的な関連性を有する特定の商品の生産又は役務の提供を行う取組みが盛んになっており、地域ブランドの商標法における保護のあり方が国で検討されている。地域名を付した共通のブランドを用いて生産・販売等を行うことは、消費者の認知を高め、商品の付加価値を高めることを通じて、地域のイメージを強化し、地域経済の持続的な活性化につながるため、地域ブランドに対する期待が高まっている。
- 地域の特産品などを農協等が中心となり団体商標を取得するなどが販売戦略上重要になっており、関係機関へ商標に関する情報を提供するなど、ブランド化のための支援を図る。
- 特許情報活用支援アドバイザーにより、新商品のネーミングに関する事前調査の相談に応じ、他人の商標に抵触していないかの調査支援を行うとともに、知的財産セミナーを通して商標に関する基礎知識の普及を図るなど、商標登録の重要性を普及し、ブランド力の強い商品を作り出し、販売戦略の向上を図る。

3 県有知的財産の戦略的な取得・管理の構築

(1) 知的財産の一元的な管理の必要性について

ア 一元的な管理体制の検討

現在、県有知的財産に関する管理については、財産管理の観点から総務部で行っているが、質の高い知的財産を創出し、適切な権利化を行い、企業等に対する実施許諾など、県として効果的に知的財産を創造・保護・活用するためには、財産管理の観点のみならず、特許等の実施許諾の推進や契約に関することなど各機関の様々な案件について対応できる内部組織の整備が必要である。

職務発明規程に基づく知的財産の出願、登録や審査請求、さらには実施許諾等に対する一元的なサポート体制を整備し、知的財産の創造や適切な権利化等を積極的に行い、本県の知的財産の創造・保護・活用を促進していく管理体制の構築について検討し、質の高い県有財産の創出を促進することが重要である。

イ 知的財産に係る取扱基準策定

現在、知的財産に係る統一的な基準は職務発明規則があるのみで、出願基準や未利用特許の譲渡、放棄等の基準はない。今後、知的財産の効果的な活用を図るため、出願、登録審査請求、取得した知的財産の放棄、実施許諾基準などの統一的な基準を整備することが重要である。

(2) 福島県職員の職務発明等に関する規則について

特許法の改正により、平成17年4月1日付けで新職務発明制度が適用されるに伴い、新しい職務発明制度の基本的な考え方にのっとり規則の改正を検討する。

(3) 研究員へのインセンティブについて

現在、研究員へのインセンティブとして、発明者本人へ登録補償金及び実施補償金を支払っているが、個人への還元のみならず、研究費への還元なども視野に入れたシステムを検討し、研究員のインセンティブを高めることが、質の高い知的財産の創造につながると考える。

(4) 出願手続の迅速化について

現在、出願手続については、職務発明等に関する規則により、職務発明審査会への諮問が必要であるが、出願手続の迅速化を図るため、当該試験研究機関が所属する部内決裁による出願手続が実施できるよう手続の簡素化を検討する。

(5) 知的財産専門家の活用について

県試験研究機関における知的財産の戦略的な創造や保護などを促進していくため、弁理士など知的財産の専門家に発明等の創造から共同研究契約、実施許諾化まで幅広く迅速に相談できる体制を検討する。

(6) 試験研究機関における知的財産取扱い方針の策定について

各試験研究機関の性質、機能に応じた特許取得方針、活用方針を明確にし、特許などの知的財産を権利化し知的財産を積極的に企業等へ技術移転していく。

(7) 試験研究課題評価における知的財産に関する評価の導入について

試験研究課題評価基準に特許取得状況、活用状況等を反映させた評価基準を検討し、研究成果の社会還元を図る。

(8) 県ハイテクプラザ職員の技術経営 (MOT) 人材の養成について

イノベーションによる産業振興を図る上で、現在、MOT(技術経営)の必要性が注目されており、研究から技術の事業化までをマネジメントする能力を備えた人材を育成する MOT 教育の必要性が高まっている。

このため、研究開発成果や高い技術力が事業化に結びつくよう、知的財産を含めた産学連携のコーディネートをより推進し、公設試験研究機関や企業の技術力を生かす、優れた経営力を身につけた県職員を養成し、中小企業者に対し、優れた技術経営の普及を図っていく。

4 うつくしま、ふくしま知的財産戦略の推進について

本戦略に掲載された各種施策を推進するため、商工労働部地域経済領域産業創出グループにおいて事業の実施状況を把握するとともに、今後の対応方針について常に検討を行い、県における各種政策及び各支援機関等と緊密に連携しながら、平成 17 年度から 3 ヶ年において集中的に検討や実行に移していく。

「うつくしま、ふくしま知的財産戦略」に基づく主な施策

	施 策	概 要
人材育成・意識の向上	■知的財産セミナー開催	日本弁理士会の協力の下、中小企業等に対し、特許、商標を主とした基礎的セミナーを延べ12回程度開催する。
	知的財産普及啓発活動	中小企業等が身近な場所で参加できるよう(社)発明協会福島県支部による制度説明会及び相談会を実施する。
	創造性を育む科学技術・理科教育の推進	創造力に富み、知的好奇心や探究心の旺盛な子供を育成するため、多様な個性や能力を伸ばす科学・理科教育を推進する。
知的財産の創造	■産業財産権情報の提供(先行技術調査の充実)	福島県知的所有権センターに特許情報活用支援アドバイザーを配置し、特許情報の検索指導等の活用支援と特許流通支援の機能を高める。
	■産学官ネットワークの形成	産学官に関わる各種コーディネータによる連絡会議を設置し、ネットワークの形成を推進する。
	研究開発機能の強化	産学官連携の展開により、プロジェクト研究を推進する。
	地域プラットフォームの推進	アイデア段階から事業化までを総合的に支援する。
知的財産の保護	権利化支援	(社)発明協会福島県支部による出願アドバイスや弁理士による無料相談などにより知的財産の保護を支援する。
	■相談体制の強化	海外での侵害情報の収集等、日本貿易振興機構福島貿易情報センターなど関係機関との連携を密にし、相談体制の強化を図る。
	■ブランド化の推進	商標登録前の事前調査の支援を実施するとともに、ブランド化を推進するため、販路開拓や加工食品等の研究開発など様々な施策を実施する。
知的財産の活用	■福島県知的所有権センター設置の見直し	(社)発明協会福島県支部に設置している福島県知的所有権センターについて、知的財産に関するワンストップサービス展開に有効な設置方法を検討する。
	特許流通の促進	福島県知的所有権センターに配置している特許流通アドバイザーによる開放特許の流通を促進する。
	■知的財産専門家派遣	中小企業の知的財産戦略の策定を支援するため、弁理士などの知的財産の専門家を派遣し、技術経営・知的財産を活用した一層の経営強化を図る。
	■知的財産サポートバンク創設の検討	企業OBなどの知的財産に関する人材を確保し、中小企業支援を展開するためのサポートバンクの創設を検討する。

■については、平成17年度以降新しく実施していくものを示す。

